

坂本ゴルフクラブ メンバー募集中

退職されて時間のたっぷりある気持ち若くて、体元気な皆さん！
毎月1回のペースで平日の安いコースフィーで気さくに
ワイワイとゴルフを楽しんでいます。

まずは、楽しいゴルフから地域の人との繋がりを持ちませんか。

対象者：住んでいなくても坂本地区に何らかの関わりがあればOK

平日に参加できること 年齢性別容姿不問

女性のメンバーもいます、若い女性はなお大歓迎！

会費 なし 当日の実費のみ (ゴルフの後の飲み代まで含めておよそ13000円ぐらい)

会長 鈴木 秋男(3丁目) 幹事 二瓶 次夫(3丁目)

連絡 鈴木 823-2774

坂本交番横 「憩いとふれあいの場」とりあえず完成?!



洒落た?ベンチとテーブルを用意しました。
どなたでも気軽にご利用下さい。
ゴーヤとミニトマトもそのうち楽しめます。
「坂本地区まちづくり協議会」

「広報さかもと」の編集に参加しませんか

坂本地区にお住まいの方ならどなたでも。記載テーマの掘り起こしや町の話などをワイワイするのが主です。面倒なことは一切ありません、参加形態も自由です。興味のある方は遠慮なく下記までメールでお問い合わせ下さい。

****同好会等の活動紹介とメンバー募集などにも
この欄をご利用下さい。(無料です)**

商業広告の記載も承ります 5cm*20cm 1000円

ご意見・広告・投稿・寄稿は (fax) 827-8086

(メール) csc_taka@yahoo.co.jp お問い合わせ 823-4181 (斉藤)

編集責任者 斉藤隆親 (連合総務担当)

「広報さかもと」は坂本地区2600戸へ毎月配布しています。

広報さかもと

2011年 8月号

発行責任者：坂本連合町内会 会長 中 猛

坂本連合盆踊り大会のご案内

日時 8月13日(土)14日(日) 午後5時45分開会(雨天の日は中止)

*例年より1時間早く開会されますのでご注意ください(土・日共)夜店は5時頃より開店

場所 桜小学校校庭

今年は新しい曲が2曲入り演舞曲目が少し変更されました。乞うご期待!

「坂本学童クラブ十周年記念」

地域の皆様に支えられ、坂本学童クラブは十周年を迎えることができました。先日6月25日土曜日、旧坂本小学校体育館におきまして、十周年記念式典を無事に開催することができましたことをご報告致します。そして、改めてこの十年間は、連合町内会 中会長をはじめ、二丁目町内会 飯田会長他、近隣の方々と坂本の地域の皆様の暖かいご支援があったからこそのものだと感謝し、心よりお礼申し上げます。

十周年記念式典には、横須賀の議員の先生方や、桜小学校校長先生、地域の皆様に来賓としてご出席して頂き、横須賀市内の学童クラブの子ども達や、坂本学童のOBも集まり盛大な式典になりました。

今後も働く親にとって安心して子どもを預けられる場所、子ども達がほっとできる放課後のお家を、守り育てていきたいと思っております。

これからも、どうぞ宜しくお願い致します。

坂本学童クラブ 保護者一同
坂本学童クラブ 旧坂小内 Tel: 825-4455



自転車に関する交通ルールが厳しくなりました。 多額の罰金や賠償金を払うはめにならないよう気をつけましょう！

「神奈川県交通安全協会」パンフレットより

こんな事故がありました

傘さし運転をして 自転車と衝突

雨の中、高校1年生の男子が傘さし運転をして自転車で登校中、57歳の女性が傘さし運転をしている前方の自転車を左側から追い越そうとした際、その自転車が左折したため衝突して転倒させた。女性は脳内出血により病院に収容されたが7日後に死亡した。



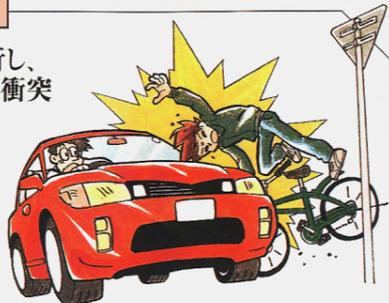
(平成13年6月愛知県の高松地裁判決)

TSマーク
保険金支払額 **620万円**

こんな事故がありました

一時停止せずに進行し、 乗用車と出会い頭に衝突

高校2年生の男子が一時停止の標識を守らずに見通しの悪い交差点へとび出し、交差道路を走行してきた漫然運転の乗用車と出会い頭に衝突して重傷を負った。



(平成3年3月名古屋地裁判決)

受け取るはずの賠償金
50%減

こんな事故がありました

歩道を通行中、 高齢歩行者を引っかける

中学3年生の男子が自転車の通行が禁止されている幅2mの歩道を自転車で通行しているとき、ハンドルが高齢歩行者に引っかかり、転倒させて大腿骨骨折などの重傷を負わせた。



(平成7年12月東京地裁判決)

損害賠償 **458万円**

こんな事故がありました

携帯電話の画面に気を取られ、 無灯火自転車で歩行者に衝突

夜、高校1年生の女子がライトをつけない自転車で走行中、携帯電話を使用してその画面に気を取られ、前方の歩行者に気づかないまま衝突し、転倒させて歩行困難となる後遺障害を負わせた。



(平成17年11月横浜地裁判決)

損害賠償 **5000万円**

二人乗り

罰則 2万円以下の罰金または料料
(道路交通法第57条第2項)
※標識設置により異なる場合があります。

Check 警察官の注意を無視して二人乗りを続けた高校生が交通違反切符(赤切符)を切られました。(平成18年5月:川崎市)

歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金または料料

Check 歩道で歩行者に重傷を負わせた自転車に、降りて通行すべきだったとして過失100%。損害賠償約1,740万円。(平成8年7月:東京地裁判決)

傘さし運転や携帯電話の使用

罰則 5万円以下の罰金
(道路交通法第71条第6号)

Check 夜、無灯火自転車で携帯電話の画面に気を取られ歩行者に衝突。歩行困難の後遺障害を負わせ5,000万円を損害賠償。(平成17年11月横浜地裁判決)

飲酒運転

(道路交通法第65条第1項)

罰則 (酒酔い運転) 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

Check 飲酒後、酒酔い状態で自転車を運転。停車していた車に接触し、物損事故を引き起こして検挙されました。(平成18年5月:大阪市)

イヤホン等の使用の禁止

注意力が欠けたり、周りの音や声が聞こえず、安全運転に支障をきたすおそれがあります。

罰則 5万円以下の罰金

無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金(過失も同じ)
(道路交通法第52条第1項)

Check 夜間、ライトがないマウンテンバイクが歩行者に衝突。後遺障害が残った歩行者に約2,580万円を損害賠償。(平成8年10月:大阪地裁判決)

桜小学校地内の犬の散歩についてお願い

横須賀市立桜小学校長 松浦和代

桜小学校の正門から坂本中学校に抜ける道は地域の方が生活道路として通られるため、常に歩行者用の小門は施錠せずにいます。

しかしここ1、2年、犬の散歩をさせる一部の方が、校地内で引き綱をはずして犬を自由に駆け回らせたり、花壇や給食室前に糞尿をさせたり、水道の蛇口に犬の口をつけて水を飲ませたりして、子どもたちの安全衛生上大変困っております。

「犬の散歩ご遠慮ください」の貼紙は、この状況を連合町内会にもお話しさせていただいた上で、やむを得ず掲示致しました。

どうか主旨をご理解の上、地域の方々のご協力をお願い申し上げます。

シリーズふるさと寄稿 **その2**

「戦前の坂本」

前回、坂本国民学校について述べたが、先日のこと桜小学校で、我々が通学していた頃のなつかしい校舎の写真が展示されていた。あのバルコニー下、入口に先生と生徒が並んで写っていて、その中になんと担任であった鈴木先生の姿もあった。又校庭に奉安殿と二宮金次郎の銅像があったことも述べたが、この二つは全ての国民学校に設置されていた。

奉安殿には昭和天皇、皇后の写真(御真影と云った)と教育勅語が納められていたことも述べた。その頃、国の四大祝日というものがある。それは一月一日の四方拝、二月十一日の紀元節(日本が建国された日)、四月二十九日の天長節(昭和天皇の誕生日)、十一月三日の明治節(明治天皇誕生日)である。一月一日の四方拝の日に登校したかどうかは定かではないが、他の三祝日には登校した。全ての先生、生徒が講堂に集まり、モーニングに威儀を正した校長(教頭も居たか?)が御真影を頭より高く掲げ、奉安殿より講堂へ移す。講堂の壇上、一番奥には御真影を飾る場所が設けられていて、そこに安置される。

全員で御真影に拝礼、校長による教育勅語の奉読、校長の訓話、「君が代」斉唱等の式典が行われた。勅語奉読の際には全員が頭を下げ続け、読み終わるまでしわぶき一つない状況であった。ところが読み終わり、頭を上げたときに、生徒が一斉に鼻汁をすすりあげる音がおかしかった。その頃は鼻をたらしている子供が多かったせいである。

御真影の取り扱いが校長にとって、神経を要する事項の一つであった。その扱いにミスがあり、自殺した校長もあると聞いたことがある。なにせ天皇は「現人神」と称せられていたくらいだったので、こうした事故も起きたのではないかと。天皇と云う言葉がでると、場所を問わず頭を下げなければならなかった。 次回へ・・・つづく

坂本台団地自治会 増子 武教

注:しわぶき一つない = 私語や咳払いがなく、水を打ったように静かな様

“健康セミナー(勉強会)へのご案内”

髪の悩み、体の悩み、お肌の悩みを解決していきいきと心も体も元気にくらすためのヒントや情報が盛りだくさんの勉強会です。

日時 8月21日(日) PM1:00~PM4:00

参加費 500円 於:TK美容院 坂本町5-31 TEL 823-1815